



## トプラナー制度 とは？

私達が日常使っている電気製品や自動車などの **省エネルギー**を

進めてゆくための制度で、市場に出回っている同種の製品の省エネルギー性能の最も

優れている製品を基準（**トプラナー**）として他の製品もその基準に追いつき

そして超える事を目指すものです。

**トプラナー方式** はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく機

器のエネルギー消費効率基準の策定方法です。

1998年6月に省エネ法が改正され導入されました。

自動車やエアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジなどが対象となっています。

基準に達しない製品を企業が正当な理由なく販売し続けた場合は、**社名を公表し、罰金が科せられる場合**もあります。

達成の**評価方法**は、**出荷台数による加重平均**で基準値を達成すればクリアとなります。社会全体での性能向上のインセンティブを果たしつつ、エネルギー効率水準よりも他の機能に重きを置いた機器に関しても、同一区分の高効率機器の出荷によって基準値をクリアすることが可能です。

詳細は **資源エネルギー庁**



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

# トップランナー制度

## について

- 西日本防災システム

### トップランナー制度対象品目

1 軽自動車

2 エアコン

3 照明器具

蛍光ランプを主光源とするもの

4 テレビ

5 複写機

6 電子計算機

7 磁気ディスク装置

8 貨物自動車

9 ビデオ

10 磁気ディスク装置

11 貨物自動車

12 ビデオ

13 ガス調理機器

14 ガス温水器

15 石油温水機器

16 電気便座

17 自動販売機

18 変圧器

19 ジャー炊飯器

20 電子レンジ

21 DVDレコーダー

22 ルーティング機器

23 スイッチング機器

24 複合機

25 プリンター

26 電気温水機器

27 交流電動機



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

トップランナー制度

について

- 西日本防災システム

トップランナー制度対象機器

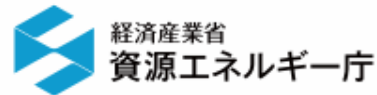
28 電球型LEDランプ

29 断熱材

30 サッシ

31 複層ガラス

それぞれの詳細情報は 計材産業省 資源エネルギー庁 ホームページへ

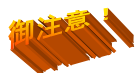


参考

蛍光灯、白熱灯、LEDは **照明** という分類に入りますので、これらの中でも省エネルギー性では

**TOP RUNNER** であるLEDに蛍光灯、白熱灯が追いつき、追い越さなければなりません。

これは事実上不可能ですから、現実の問題として 蛍光灯、白熱灯は製造中止の方向へ向かいます。



蛍光灯については未定との報道もあります！

参考NEWS: ➡



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

